

昭和二十三年厚生省令第三十五号
温泉法施行規則

第一條 温泉法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による許可の申請	第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。
二 挖削による温泉の利用の目的	一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
三 挖削に係る温泉の利用の目的	二 挖削の許可の申請
四 湧出路の口径、深さその他掘削の工事の施工方法	三 挖削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況
五 主要な設備の構造及び能力	四 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
六 工事の着手及び完了の予定期	ハ 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	イ 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
一 挖削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図	ロ 挖削口から水平距離三メートル（第一号に規定する場合にはハーメートル）の範囲内において行うことがやむを得ない溶接又は溶断の作業を除く。以下同じ。）を実施しないこと。
二 設備の配置図及び主要な設備の構造図	三 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
三 挖削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が次条各号に掲げる基準に適合することを証する書面	ハ 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
四 次条第十号に規定する掘削時灾害防止規程第五前各号に掲げるもののほか、申請者が法第四条第一号から第三号までに該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類	イ 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
六 申請者が法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類	ロ 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
七 申請者が法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面	ハ 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
（掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準）	イ 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
第一条の二 法第四条第一項第二号の環境省令で定める技術上の基準（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げるものとする。	ロ 第一号に規定する場合には、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。
一 挖削口から敷地境界線までの水平距離が三メートル以上（地質構造、周辺のガスの発生状況等からみて、可燃性天然ガスの噴出の状況がある場合には、ハーメートル以上）であること。	ハ 第一号に規定する場合には、湧出路の洗浄を行うに当たつては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。
九 次に掲げる事項を記録し、その記録を掘削の工事の完了又は廃止までの間、保存すること。	イ 第一号に規定する場合には、湧出路の洗浄を行うに当たつては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視により点検すること。

二 挖削口から水平距離三メートル（前号に規定する場合にはハーメートル）の範囲内において、次に掲げる措置を講じていること。	一 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
三 挖削に係る温泉の利用の目的	二 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
四 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	三 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
五 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	四 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
六 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	五 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。

二 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	一 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
三 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	二 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
四 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	三 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
五 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	四 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
六 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	五 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。

二 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	一 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
三 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	二 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
四 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	三 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
五 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	四 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。
六 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。	五 挖削の工事の関係者が見やすい場所に、火気を使用する旨を掲示すること。

イ　火気を使用する設備又は外面が著しく高溫となる設備を設置しないこと。

ロ　火気を使用する作業を実施しないこと。

ハ　関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。

七　前号に規定する範囲内においては、さくの設置その他の方法により、関係者以外の者の立ち入りを制限すること。

八　毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）一回以上、ガス分離設備の内部の水位計及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。

九　前号に規定する点検の作業の結果を記録し、その記録を二年間保存すること。

十　次に掲げる事項を定めた採取に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（以下「採取時災害防止規程」という。）を作成し、これを温泉の採取の場所に備えていること。

イ　災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項。

ロ　災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項。

ハ　災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項。

二　その他災害の防止に関し必要な事項

十一　災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従つて必要な措置を行うこと。

温泉井戸（動力が装置されているものを除く。）が屋外にあり、かつ、温泉水を屋内又は貯水槽に引き込まない場合には、前項の規定は、適用しない。

温泉井戸が屋内にある場合における法第十四条の二第二項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

第一項各号に掲げる基準（同項第一号から第七号までに掲げる基準について、当該基準に適合することについて都道府県の職員による実地の確認を受けていること。次号から第十号までに掲げる基準についても、同様とする。）。

二　温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものは、可燃性天然ガスが漏出しない構造であること。

三　温泉井戸が設置された部屋に、次の要件を備えた可燃性天然ガスを含む空気を屋外の空気と交換するための設備（以下「ガス換気設備」という。）が設けられていること。ただし、自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、この限りでない。

イ　部屋の内部の空気を一時間につき十回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。

四　ガス換気設備は、常時運転していること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。

五　次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。

イ　可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの中の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。

ロ　警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の十パーセント以上となつた場合に、関係者が常駐する場所で警報を発すること。

ハ　空気中のメタンの濃度が表示されること。

六　温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉の湧出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

七　温泉井戸が設置された部屋において、次に掲げる措置を講じてること。

イ　火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。

ハ　防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。

二　被相続人の氏名及び住所

三　法第十四条の二第一項の許可を受けた日

四　温泉の採取の場所

五　相続開始の日

六　温泉の採取の場所

七　前号に規定する部屋の内部への関係者による立入りを制限すること。

八　外の者の立入りを制限すること。

九　発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。

十　携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えてること。

十一　毎日（気候条件等により点検の作業が不可能な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。）一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。

イ　温泉井戸の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。

ロ　温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。

十二　次に掲げる事項を記録し、その記録を二年間保存すること。

イ　第五号に規定する警報設備による警報の作動の状況

ロ　前号に規定する点検の作業の結果

（温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第十六条の四　法第十四条の三第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二　温泉の採取の場所

三　温泉の採取の予定日

四　合併又は分割の予定日

二　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

（温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第六条の五　法第十四条の四第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

二　被相続人の氏名及び住所

三　法第十四条の二第一項の許可を受けた日

四　温泉の採取の場所

五　相続開始の日

六　温泉の採取の場所

七　前号に規定する部屋の内部への関係者による立入りを制限すること。

八　外の者の立入りを制限すること。

九　発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。

十　携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えてること。

十一　毎日（気候条件等により点検の作業が不可能な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。）一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。

イ　温泉井戸の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。

ロ　温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。

十二　次に掲げる事項を記録し、その記録を二年間保存すること。

イ　第五号に規定する警報設備による警報の作動の状況

ロ　前号に規定する点検の作業の結果

（温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第十六条の四　法第十四条の三第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二　温泉の採取の場所

三　温泉の採取の予定日

四　合併又は分割の予定日

二　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

（温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請）

第六条の五　法第十四条の四第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

二　被相続人の氏名及び住所

三　法第十四条の二第一項の許可を受けた日

四　温泉の採取の場所

五　相続開始の日

六　温泉の採取の場所

七　前号に規定する部屋の内部への関係者による立入りを制限すること。

八　外の者の立入りを制限すること。

九　発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。

十　携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器を備えてること。

十一　毎日（気候条件等により点検の作業が不可能な日又は温泉の採取を行わず、かつ、関係者が温泉の採取若しくは利用を行う場所にいない日を除く。）一回以上、次に掲げる点検の作業を行うこと。

イ　温泉井戸の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。

ロ　温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。

十二　次に掲げる事項を記録し、その記録を二年間保存すること。

イ　第五号に規定する警報設備による警報の作動の状況

ロ　前号に規定する点検の作業の結果

（温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請）

第十六条の四　法第十四条の三第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

二　温泉の採取の場所

三　温泉の採取の予定日

四　合併又は分割の予定日

二　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二　申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

二　メタンの濃度の測定の実施状況を現した写真

三　前二号に掲げるもののほか、申請に係る温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が災害の防止のための措置を必要としない基準を超えるかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類（確認を受けた者の地位の承継の届出）

第六条の八　法第十四条の六第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　法第十四条の五第一項の確認を受けた者及びその地位の承継をした者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　法第十四条の五第一項の確認を受けた日

三　温泉の採取の場所

四　地位を承継した日

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し

二　相続の場合にあつては、次に掲げる書類

イ　戸籍謄本

ロ　相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書

三　合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し（温泉の採取のための施設等の災害の防止上重要な変更）

第六条の九　法第十四条の七第一項の環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更（屋外に設置されている可燃性天然ガス発生設備にあつては、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更に限る。）

二　ガス換気設備の位置又は構造の変更

三　可燃性ガスの警報設備の位置又は構造の変更

（温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請）

第六条の十　法第十四条の七第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載し申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 法第十四条の二第一項の許可を受けた日

三 温泉の採取の場所

四 変更の内容

五 変更の理由

六 変更後の工事の着手及び完了の予定日

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図

二 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が第六条の三第一項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

三 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真

四 採取時災害防止規程の変更を伴う場合については、変更後の当該規程各号に掲げるもののほか、申請が法第十四条の二第二項第一号に該当するかどうかを審査するために都道府県知事が必要と認める書類

（温泉の採取の事業の廃止の届出）

第六条の十一 法第十四条の八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 法第十四条の二第一項の許可又は法第十四条の五第一項の確認を受けた日

三 温泉の採取の場所

四 温泉の採取の事業の廃止の日

五 法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、温泉の湧出路の埋戻しの状況

前項の届出書には、法第十四条の二第一項の許可を受けた者にあつては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 温泉の湧出路の埋戻しの状況を表示した図面

これと同等以上の能力を有すると認められる者により行われなければならないこととする。
(温泉の利用の許可の申請)

第七条 法第十五条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
二 浴用又は飲用の別
三 温泉の湧出地
四 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称
五 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び登録検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類

二 前号に掲げるもののほか、温泉の成分が衛生上有害であるかどうかを審査するために都道府県事が必要と認める書類

三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面
(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請)

第八条 法第十六条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
二 法第十五条第一項の許可を受けた日
三 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称
四 合併又は分割の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
二 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認の申請)

第九条 法第十七条第一項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名及び住所

三 法第十五条第一項の許可を受けた日

四 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称

五 相続開始の日

六 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の成分等の掲示)

第十一条 法第十八条第一項の規定による掲示は、次の各号に掲げる事項について行うものととする。

一 源泉名

二 温泉の泉質

三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度

四 温泉の成分

五 温泉の成分の分析年月日

六 登録分析機関の名称及び登録番号

七 浴用又は飲用の禁忌症

八 浴用又は飲用の方法及び注意

九 次項各号に掲げる事項

二 法第十八条第一項第四号の環境省令で定める情報は、次の各号に掲げる事項とする。

一 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由

二 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨を含む。及びその理由

三 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、ただし、入浴する者が容易に判別することがが)は、その旨及びその理由

きるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由(温泉の成分等の掲示の届出)

(温泉の成分等の掲示の届出)

(法第十八条第四項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称

三 前条第一項各号に掲げる事項

(登録の申請)

(法第十九条第二項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

三 分析施設(法第十九条第一項に規定する分析施設をいう。以下同じ。)の見取図

四 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類

五 申請者が法第十九条第四項各号に該当しない者であることを誓約する書面

六 法第十九条第二項第四号の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 温泉成分分析の業務の責任者(次号及び第三号において「分析責任者」という。)の氏名

二 温泉成分分析の業務に関し分析責任者が有する資格

三 分析責任者の温泉成分分析に関する経験及び研究成果の概要

四 その他参考となるべき事項

(登録分析機関登録簿の様式)

(法第十九条第三項の登録分析機関登録簿の様式は、様式第一のとおりとする。

(登録の基準)

(法第十九条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる器具、機械又は装置(これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。)を保有していることとする。

一 ガラス製棒状温度計(日本産業規格B七四一に適合するものであつて、目量(隣接す

る目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)が〇・一度以下のものに限る。)

二 化学天びん(ひょう量が十グラム以上であつて、感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)が〇・一ミリグラム以下のものに限る。)

三 原子吸光光度計

四 分光光度計

五 水素イオン濃度計(日本産業規格Z八八〇に適合するガラス電極法による形式のものに限る。)

六 イオンクロマトグラフ

七 I M泉効計又は液体シンチレーションカウント

八 水銀用原子吸光分析装置

九 前項第七号に掲げる装置(これらと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置を含む。以下この項において「I M泉効計等」という。)

一〇 については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、申請者がその旨を証する書類を都道府県知事に提出したときは、保有することを要しない。

一一 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

一二 申請者が、I M泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がI M泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。

一三 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

一四 申請者が、I M泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がI M泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。

一五 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

一六 申請者が、I M泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がI M泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。

一七 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

一八 申請者が、I M泉効計等を保有している登録分析機関との間で、当該登録分析機関がI M泉効計等を用いて行う温泉成分分析を申請者に代わつて行う旨の契約を締結しているとき。

一九 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二〇 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二一 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二二 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二三 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二四 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二五 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二六 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二七 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二八 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

二九 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

三〇 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

三一 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

三二 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

三三 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

三四 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

三五 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

三六 申請者が、I M泉効計等を保有している者との間で、温泉成分分析の実施のために必要な場合にI M泉効計等を借り受けの旨の契約を締結しているとき。

(温泉成分分析の業務の廃止の届出)

(温泉成分分析の業務の廃止の届出)

(法第二十二条第一項の規定による届出)

(保健所を設置する市等の長の通知すべき事項)

(保健所を設置する市等の長の通知すべき事項)

(法第二十二条第一項の規定による届出)

(平成十二年四月一日から施行する)

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

第二条 改正法の施行の際現に温泉井戸が存在する施設と同一の敷地内において、勇出量の減らし（経過措置）

第四条 改正法の施行の際現に屋内に温泉井戸又はガス分離設備を設置し、温泉を採取している場合は、第六条の三第一項第二号（イ及びロ）

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に温泉法の一部を

（施行期日）第一号

本規則。同一の敷地内に複数の測量の測定等により代替の用に供するため土地を掘削する場合に適用される第一条の二各号の基準に

（いは、第三項各号に該する部分に限る。）の規定は、適用しない。この場合において、同条第三項各号列記以外の

改正する法律（平成十三年法律第七十二号）による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第三条第一項の規定によりされている許可の申請については、この省令による改正後の温泉法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の規定は適用せず、この省令による改正前の温泉法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条の規定は、なおその効力を有する。

の旅行後においても当分の間、これを取り締めて使用することができる。

の項において「地下ピット」という。) に温泉井戸のメガ設置下さい。場合とは、当該地

は、新規則第四条の規定は適用せず、旧規則第
二条の規定は、なおその効力を有する。
第四条 この省令の施行の際現に旧法第十二第一項の規定によりされている許可の申請について

（改正法）といふの施行の日
成十九年十月二十日）から施行する。

ための動力又は温泉の自噴を停止できる構造である。たゞ、温泉の勇出浴の構造上

第五条 この省令の施行の際現に旧法第十三条の規定によりされている掲示については、新規則第六条第六号中「登録分析機関の名称及び登録番号」とあるのは、「分析者名」と読み替えて、同号の規定を適用する。

規則第五条第二項に規定する環境大臣の定める
者の行つた温良の成分の分行販賣二。

口 溫となる設備を設置しないこと。
火気を使用する作業を実施しないこと。

（施行期日）
この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
この省令の公布の際現に温泉法（以下「法」と

文三前) 義之(二) 間製(二用氏其、二) 简令

拾元一卷

という。) 第十四条第一項の規定に基づく掲示をしてゐる者又は同項の規定に基づく掲示をしようとする者は、この省令の施行前において

改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

三 地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。ただし、排出される気体中のメタンの濃度を第六条の三第一項第三号の環境大臣が

も、この省令による改正後の温泉法施行規則第六条各号に掲げる事項を法第十四条第三項の規定に基づき、都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区）又は市長又は区長に届け出ることができる。

八九
勇不衰

卷之三

附 費
（平成一七年三月四日環境省令第
三号）

規定の旅行の日（平成二十年八月一日）から旅
行する。

六 発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該

八 毎月（温泉の採取を行わない月を除く。）
一回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空
気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目
視により点検すること。
七 前号に規定するガス排出口が設けられてい
る場合は、温泉井戸からガス排出口までの配
管の閉塞を防止するため、第六条の三第一項
第四号イ及びロに掲げる措置を講じているこ
と。
六 温泉井戸にガス排出口を設けること。ただ
し、排出される気体中のメタンの濃度を第六
条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法
により測定した結果、同号の環境大臣が定め
る値以上となる排出口は、同号イ又はロに掲
げる場所に設けてはならない。

二　温泉井戸は、第六条の三第三項第五号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。
二　ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備（防爆性能を有する電気設備を除く。）への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。

附 則（平成二十三年一月三〇日環境省
令第三二号）抄
(施行期日)

3
改正法の施行の際現に温泉を採取している場合であつて、専ら温泉井戸を設置することを目指的とした、通常人が出入りしない地下に埋設された施設（上部にのみ屋外に面する開口部があり、かつ、当該開口部が密閉されていないものに限る。）については、第六条の三第一項第七号の規定は、適用しない。

項において「火気使用設備等」という。)を可燃性天然ガス発生設備が設置された屋内に設置し、温泉を採取している場合には、当該火気使用設備等を廃止するまでの間は、第六条の三第三項第七号(イに係る部分に限る)の規定は、適用しない。この場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該火気使用設備等は、第六条の三第三項

第五号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の二十五パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有する」と。

二 第六条の三第三項第五号イの可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。
改正法の施行の際現に屋内に設置されている電気設備を有する温泉を探取するための施設については、第六条の三第三項第七号（ハに係る部分に限る。）の規定は、

新規登録		登録	削除
新規登録		登録	削除
新規登録		登録	削除
新規登録			登録
新規登録			登録

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第
九号）
この省令は、公布の日から施行する。
様式第1（第13条関係）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第2（第17条関係）

様式第3（第19条関係）

地 緯 分 析 機 開 發 総 著	
この標識は、緯度経に基づく地縦分析機開発としての地縦の主要な内容を表示しています。	
地 縦 の 年 月 日	
地 縦 庫 � � 守	
分析を受けた分析施設の所在地の属する都道府県名	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
氏 名 (法人にあつては、当たる事務所の所在地)	
分析施設の名称及び所在地	

様式第3(第1~9条別紙)		(表)
第 号		
基準法第28条の規定に上る分類明書		
監査表及び名簿		
年 月 日 送行		
新規的取扱事項		
年	月	日
直		

